



熊本県立盲学校
いじめ防止基本方針
(改訂版)

平成28年3月

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての幼児児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策法 第2条）

〈具体的に想定されるいじめの態様〉

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、幼児児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

* なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

（1）いじめの防止

- 幼児児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない

土壌をつくり上げることが必要

- 学校の教育活動全体を通じ、すべての幼児児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、幼児児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要
- 教職員は幼児児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくことが必要

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、幼児児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制整備が必要
- 幼児児童生徒が気軽に相談できる、子ども会や生徒会を中心とした幼児児童生徒を主体とした委員会等を設置するなど、幼児児童生徒が互いにサポートし合う仕組みづくりが必要

(3) いじめへの対処

- いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる幼児児童生徒に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要
- 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要
- すべての幼児児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要

(4) 家庭や地域との連携について

- 社会全体で幼児児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要
- 学校評議員制度の活用や、「いじめアンケート」、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要
- アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合、その結果を幼児児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証することが必要
- より多くの大人が幼児児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要

(5) 関係機関との連携について

- 平素から、学校や学校の設置者と警察や児童相談所等の関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 構成員

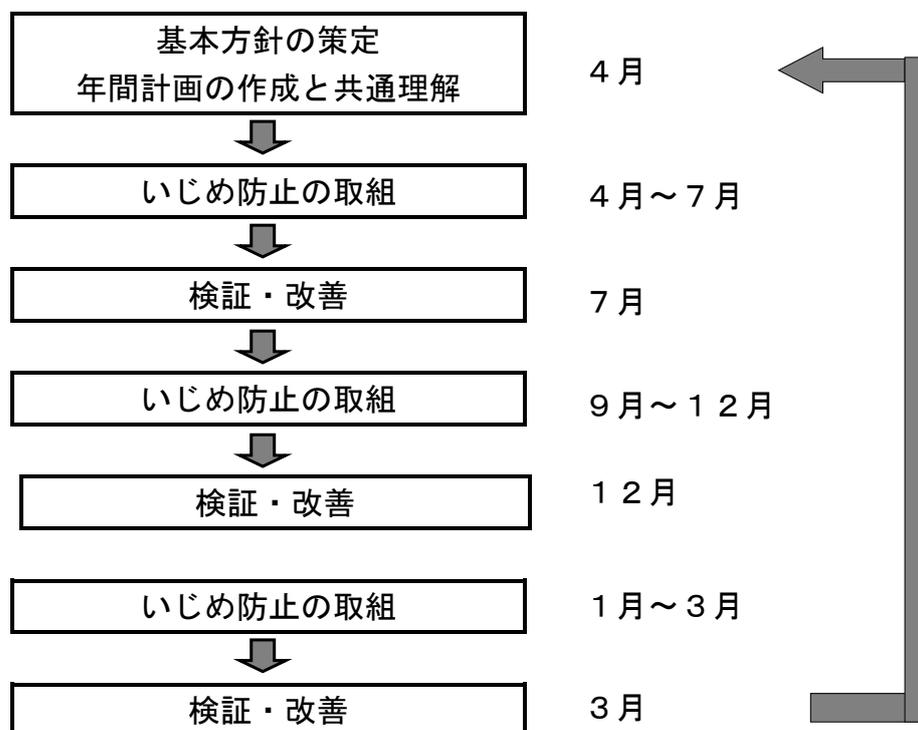
いじめ防止対策委員会	
校長 教頭 事務長 小学部主事 中学部主事 高等部主事 教務主任	
生徒指導主事 保健主事 教育情報部長 寮務主任 寄宿舍主任 人権教育主任	
養護教諭 外部専門家	

(2) 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある幼児児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

5 年間計画

(1) 年間の取組について検証を行う時期



(2) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

時 期	内 容	会議等
4 月	○いじめ防止基本方針及び「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」の全職員への周知 * 年間の取組の確認	職員会議 学部会等
	○いじめ防止基本方針の児童生徒への周知	子ども会、生徒会
	○いじめ防止基本方針の保護者への周知	P T A 役員会、総会
4 月～7 月	○いじめ防止の取組	
7 月	○取組の検証	学部会等
	○評価	いじめ防止対策委員会
8 月	○危機管理についての理解	職員研修
9 月～1 2 月	○いじめ防止の取組	
1 2 月	○取組の検証	学部会等
	○いじめ防止、カウンセリングマインドについての理解	職員研修
	○評価	いじめ防止対策委員会
1 月～3 月	○いじめ防止の取組	
3 月	○取組の検証	学部会等
	○評価	いじめ防止対策委員会
	○次年度への志向	職員会議

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

項目	取組の内容	対象	実施時期
○ 人権教育	・「いじめ未然防止の取組」を設定しての実践	全	通年
○ 道徳教育	・相手の気持を考えた取組の実践	幼小	6 月、12 月
	・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重するための取組	中	5 月、12 月
	・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事に育てる取組（関係機関との連携）	全	7 月、11 月
○ 集会活動	・学年や発達段階に応じた仲間づくり	幼小	通年週1回
	・人権尊重の態度や仲間づくり	中	通年週1回
○ 生徒会活動	・委員会を通して、学部・他学部との仲間づくり	中・高	通年

○ 情報安全・情報モラル教育	・情報発信による他者の誹謗中傷は、他者の人権を侵害するという視点に立った取組 ・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用した取組	中・高	6月、12月
○ 寄宿舎教育	・寄宿舎の行事を通して、舎生間の関わりを深める取組	全舎生	舎行事時
	・寄宿舎指導員による面談を通して、いじめ未然防止の取組	全舎生	通年
○ 「心のきずなを深める月間」	・朝会前や給食時に、人権、仲間づくり、いじめ問題等について、校内放送による人権啓発の取組	全	6月
○ 「命を大切にす る心」を育む指導プログラム	・一人一人が「生きる喜び」を実感し、自尊感情を育み、自他の命を大切にしようとする姿を目指し、各ライフステージに応じたユニットを構成し実践する取組	全	通年
○ 各教科等	・幼児児童生徒個々のよさを認め合う、学級づくり ・ストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」への取組	全	通年

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

取組の内容	実施時期
○ 「いじめアンケート」、「心のアンケート」調査	6月、12月
○ 「いじめ」のチェックリスト作成及び実施	6月、12月
○ 担任との個別面談及び3者面談	学期1回
○ 教育相談	通年
○ 家庭訪問	家庭訪問時
○ 校内研修	年1回
○ 幼児児童生徒の送迎時の保護者との懇談・連絡帳	通年

6 いじめに対する措置

☆ 盲学校危機管理マニュアル（いじめ対策）より

1 「いじめ」の発見・連絡・通報等	
○いじめられている本人から	○教師の気付き、発見から
○他の幼児児童生徒から	○保護者等からの報告・連絡から



2 初期対応（発見者・担任・学部主事等）

- 訴えてきた幼児児童生徒の主張を第一に尊重し、すべて受け止め、迅速に対応する
- いじめた側の幼児児童生徒の考えや行為を正確に把握する
- 周りの者から客観的な情報を収集し、事実の正確な把握を行う
- 報告（学部主事 — 生徒指導部長 — 教頭 — 校長）

関係諸機関 への連絡

- 必要に応じて連絡し、迅速に対応する

3 いじめ防止対策委員会

- ・校長 ・教頭 ・事務長 ・小中高学部主事 ・生徒指導部長・関係職員等
- 情報、事実の正確な把握と確認
- 情報や現状認識の共有化
- 対応についての検討（必要に応じて学部会等の開催）
- 「いじめ」の背景にあるものの本質を理解

学部会

- 情報・状況の共有化を図る

4 臨時職員会議

- 情報交換を行い、対応を報告・協議
- 「いじめ」の共通理解を図り、学校全体で統一された対応（指導）

校長・教頭

- 体制の確立
- 保護者・地域等への対応

5 具体的な対応

- ◇ 幼児児童生徒（被害者）に対して
 - 心の支えになれることを第一に考え、幼児児童生徒の心に寄り添う指導や支援を行う（家庭訪問にて情報提供）
- ◇ 幼児児童生徒（加害者）に対して
 - 幼児児童生徒の理由や言い分をしっかりと聞く、またいかなる場合でも「いじめ」は許されないことを理解させる（家庭訪問にて情報提供）
- ◇ その他の幼児児童生徒に対して
 - 傍観することは、「いじめ」を認め、助長することだと指導し、理解させる

6 学校全体の問題として「いじめ」根絶をめざす

- 「いじめ」を許さない幼児児童生徒の育成と雰囲気づくり
- 「いじめ」に対する継続的な指導の徹底

7 教育委員会への報告（最終）

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより在籍する幼児児童生徒の<u>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</u></p> <p>★「生命、心身又は財産に重大な被害」の判断</p> <ul style="list-style-type: none">○ 幼児児童生徒が自殺を企図した場合○ 身体に重大な負傷を負った場合○ 金品等に重大な被害を被った場合○ 精神性の疾患を発症した場合等 <p>二 いじめにより在籍する幼児児童生徒が<u>相当の期間</u>学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき</p> <p>★「相当の期間」とは</p> <ul style="list-style-type: none">○ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、幼児児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず学校の判断により迅速に調査する |
|--|

(2) 重大事態への対応

- ① 県教育委員会を通じて知事への報告
- ② 調査組織を設置し調査を開始
 - ・ 調査組織による調査の前に、学校による初期調査を行う
 - ・ 調査組織は過半数を外部専門家等とし、委員長は外部専門家とするなど、公平性・中立性の確保に留意する
 - ・ いじめを受けた疑いのある幼児児童生徒本人からの聞き取りが可能な場合は、本人から十分な聞き取りを行う
 - ・ 在籍幼児児童生徒や教職員等からのアンケートやヒヤリングを行うなどの適切な調査方法をとる
 - ・ 特定の情報や資料に偏った収集でなく、客観的・総合的な分析評価を行う
 - ・ 保護者や幼児児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況及び調査結果の説明を行う
- ③ 調査結果の提供及び報告
 - ・ いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する
 - ・ 調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する

(3) その他

重大事態の中でも、特に幼児児童生徒の生命に係る事案の場合は、本校で策定した「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に従い、迅速に対応する